

道路許認可審査・適正化指導業務の 効率化への取り組み

松岡 宏英¹・吉田 英雄²

¹ (一社)近畿建設協会 大阪支所 (〒536-0005大阪府大阪市城東区中央1-8-277-パネックス蒲生ビル5F)

² (一社)近畿建設協会 大阪支所 (〒536-0005大阪府大阪市城東区中央1-8-277-パネックス蒲生ビル5F)

発注者支援業務等である道路許認可審査・適正化指導業務は、公共サービスにおいてその実施を民間が担う事ができるものは民間にゆだねる観点から、民間競争入札を付する事により、公共サービスの質の維持向上及び、経費削減に関する公共サービスの改革「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が定められ、民間事業者の創意と工夫を期待し2011年（平成23年度）から全て一般競争入札（総合評価落札方式）とした経緯がある。これらの経緯を踏まえ、業務履行における課題と対応及び業務の効率化への取り組みについて紹介を行う。

キーワード 許認可, 管理, 維持

1. はじめに

発注者支援業務等は、発注者支援業務（積算技術、工事監督支援、技術審査）、公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導、河川巡視支援、河川許認可審査支援、ダム管理、堰・排水機場管理）、用地事務補助業務（用地補償総合技術）に分類される。

これら発注者支援業務等は、入札参加資格の要件について大幅な拡大が行われ、「民間競争入札実施要項」に基づいて、2011年（平成23年度）から全ての業務で一般競争入札（総合評価落札方式）を行う事となり、民間企業の積極的な入札参加により、業務の透明性、競争性の確保・向上が求められるようになった。

2. 道路許認可審査・適正化指導業務の概要

本業務は各維持出張所管内において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るための各種道路許認可審査業務と道路の不正使用・不法占用の適正化指導を行う業務であり、主に道路管理者の補助的業務を行い、円滑な行政手続きや適切な道路管理の推進を目的としている。

大阪国道管内では道路管理延長ΣL=217.7 kmを4出張所（北大阪維持・南大阪維持・西大阪維持・高槻維持）で管理を行っている。

表-1 大阪国道管内各維持出張所概要

項目	北大阪維持	南大阪維持	西大阪維持	高槻維持
管理延長	53.1 km	63.7 km	43.5 km	57.4 km
担当技術者数	6名	4名	4名	4名

表-2 大阪国道管内各維持出張所 業務予定件数と実施件数
20013年（平成25年度）実績

項目	北大阪維持		南大阪維持		西大阪維持		高槻維持	
	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数	予定件数	実施件数
道路法24条審査	60	68	30	39	60	34	40	43
道路法32・35条審査	1700	1195	600	438	1500	1173	1600	789
道路法22・58条審査	80	47	80	58	80	86	80	32
道路境界明示関連	50	45	30	26	30	30	50	53
取付協議関連	5	50	5	0	5	0	5	11
その他（河川・砂防・鉄道・都計法32条・沿道掘削等）	20	12	10	1	10	8	10	3
苦情申立関連	700	892	200	461	800	931	600	723
不法占用適正指導	24	50	24	25	24	47	24	25

業務の内容は多岐にわたり、各維持出張所毎に予定件数が設定され、管理延長及び作業予定件数を考慮した人員の配置を行っている。（表-1、表-2）

また、受注者においては、業務に従事する者は法令で「公務員に従事する職員（みなし公務員）」とみなされ各種の罰則が適用される他、会計検査法に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは資料提出対応等の責務を負う可能性が発生する事もある。

(1) 申請審査業務の内容

- a) 道路法第24条に基づく道路施工承認に関する事務
- b) 道路法第32条・35条に基づく占用許可に関する事務
- c) 道路法第22条・58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
- d) 道路境界明示、確認に関する事務
- e) 取付協議に係わる受付、審査、実施状況の確認等
- f) その他（河川、砂防及び鉄道の占用、沿道開発に係る都市計画法第32条協議、沿道掘削の事前協議）

(2) 苦情申立（行政相談）の内容

苦情、行政相談等による受付、伝達、現場立会

(3) 適正化指導業務の内容

道路の不正使用、不法占用等に係る取締り

3. 許認可審査と行政手続き法

許認可審査を行うためには、行政手続きの過程を定めた『行政手続き法』を理解しておく必要がある。この法律は行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るもので、行政機関が守るべきルールを定めたものである。

特に、申請に対する処分内容が謳われている第5条～第9条は重要度が高く、注意が必要となる。

(1) 第5条 審査基準

審査に必要となる判断基準を定める義務である。

各種審査毎にマニュアル及び関係通達集（ぎょうせい）が作成されており、受付窓口で常時配置し担当技術者が内容を理解する事で、判断基準に基づいた形式審査を行い、事前協議等で申請者から説明を求められた場合にも基準の内容説明を行う事で理解を得ている。

（写真－1）

(2) 第6条 標準処理期間

申請がその出張所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるものである。

道路法第24条・第32条審査においては2～3週間と定められ、その他定めのない道路境界明示等では受付後2週間以内に資料調査、現地調査を終了する事としている。

しかし、申請書到達から許可までの流れは、出張所での審査・決済後、事務所に副申し、その後事務所での審査・決済となる。

そのため、出張所での処理期間は1週間程度となり、申請が同時に複数重なる場合は、各申請毎の状況把握や進捗管理が重要となり、経過期間の見落としや処理状況に不備がないよう担当者を定めて一週間に一度の受付台

帳を確認及び、処理期間一覧表の作成により日程管理を行い、標準処理期間内の審査を実施している。

但し、申請書の不備等による補正指示や訂正に要する期間及び、道路法第32条第5項の協議（警察協議）期間は処理期間には含まれない事を考慮するが、それでも標準処理期間内に処理出来ない場合は、その理由を記録するとともに調査職員への報告を行っている。

(3) 第7条 申請に対する審査、応答

申請が出張所に到達した時は遅滞なく審査を行わなければならないとの定めであるが、受理してからではなく出張所に到達してから速やかな審査を行う必要がある。

各種申請のうち、道路法第24条申請や道路敷地境界明示申請等については窓口対応であり、直接申請者と接する事ができ申請到達後に遅滞なく受付審査が可能である。

しかし、道路法第32条申請では公益物件の場合は電子申請が可能であり、申請、補正回答や許可が電子上で到達した際に速やかに審査が行えるよう、複数担当者が電子システムの取り扱いができる態勢を整え対応している。

(4) 第8条 理由の提示

申請により求められた許認可を拒否する処分をする場合は申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならない。

明らかに審査基準と申請数値に乖離がある場合は、事前協議段階で適合しない理由を申請者に説明し、申請前に補正を求めている。

(5) 第9条 情報の提供

申請者の求めがある場合、審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう情報の提供に努めなければならない。

申請者の求めに対応できるように、現状確認手法として各種審査の申請毎に受付台帳及び、処理経過書に経過記録（受付・補正指示・補正完了・起案・決済・副申等）を行い、全ての担当者が現状把握を可能とし申請者に正確な現状情報を伝える事ができるようにしている。



写真－1 事前協議状況

4.業務履行の効率化（課題と対応）

本業務は行政サービスの一環として、主に出張所での窓口受付をはじめ、各種申請審査業務、苦情申立（行政相談）対応及び、適正化指導業務を行っている。

申請審査業務では、マニュアル内容の基準適応外による申請案件の処理、苦情申立に関しては、沿道住民から寄せられる意見・要望の早期対応や、適正化指導においては、不法占用物所有者に危険性の説明指導等、日々の業務におけるそれぞれの課題に対する対応と、業務効率化への取組を紹介する。

(1) 申請審査業務において

申請前の事前協議は補助員（業務受注者）が申請やその目的・形態・諸要素を確認し各種申請基準を念頭に説明を行うが、なかには基準に適合しない申請を望まれる事がある。

このような場合、補助員では基準に適合しないことを理由に申請を受理しなかったり、許可が出来ないと判断を行うことは出来ず、調査職員（業務発注者）に報告して判断を仰ぐ事となる。内容によっては道路管理者の自由裁量により判断されるケースもあるが、調査職員が事務所担当課と相談する等、判断に時間を要することが多い。

しかし、申請者が施工を急いでいる場合、判断に時間をかける事は行政サービスとしては避けるべきであると思われる。基準に適合しない場合であっても内容や理由を確認し、過去に同様の許可事例があり受付可能と判断できれば、対応時間の短縮を図ることができる。

そこで、事前に過去の自由裁量により許可された類似案件で、同様の申請内容であれば受付受理可能であることを、調査職員及び事務所担当課職員に確認しておく事で、このような相談に対してその場で対応でき、調査職員に対しては申請書の回覧時に報告することにより効率的な対応を可能とした。

（事例紹介）

道路法第32条・第35条審査において、民間工事用足場の占用許可基準は「国道歩道への出幅1.0mまで及び、点字ブロックとの離隔を確保」とされているが、敷地建築物の形状、工事の形態からそれ以上の足場出幅を必要とする申請があった。（図-1）

本来、基準外であるため調査職員（および事務所担当課）と相談する事になるが、申請者より早急に工事着手の要望もあり、現内容では基準に適合しない事と、以前の類似事例と同様に、部分的に張出足場を設置する形状にする事で許可が可能である旨を説明し、申請者の了解を得て、その場で図面修正を行ってもらった事で早期の受付・審査を行った。（図-2）

このように、基準に適合しない場合でも道路管理者の

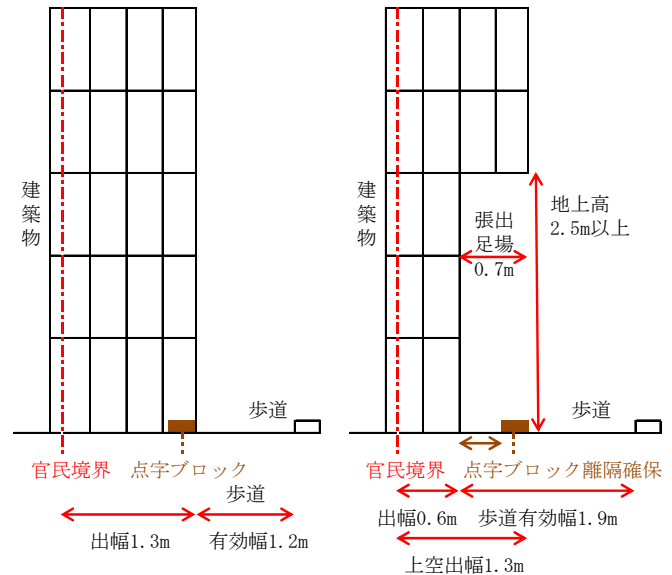


図-1 当初申請形式

図-2 修正申請形式

自由裁量により許可事例があった際は、調査職員、補助員ともに情報共有することで、その後の類似案件の申請時に円滑な対応を行っている。

(2) 苦情申立（行政相談）において

出張所に入る苦情や相談の多くは放置自転車、不法投棄、除草に関する案件であり、沿道住民からすると切実な意見で早期対応を望まれる。

苦情や相談内容によっては過去から複数回にわたるものもあるため、まず過去経緯の有無や処理履歴を確認し内容把握したうえで対応が必要となるが、過去経緯があるにも関わらず安易に前回と異なった対応を行うと逆に相手から反感を受ける事になる。

早期にこれらの情報収集を行うために、日々情報の記録を入力した「苦情要望等入力・集計システム」を活用し要望対応を行っている。

要望には時期及び地域的な特性により、事前に想定が可能なものもあり、想定に対しては事前に対応を図っておく事で業務の効率化に繋がる。

また、最近では大阪市と協力し要望に対して新たな取り組みも行っている。

a) 時期的な要望

梅雨時期から初夏にかけて、道路側溝の清掃や植樹帯の樹木剪定及び沿道部草繁茂による草刈り等、決まった時期に要望が入る事を把握している。

対応として、維持工事と連携を図り事前に該当箇所の清掃、剪定、草刈りを行う事により苦情・要望に対して予防を行い、またこれら維持工事の年間作業予定情報を共有する事により、付近からの要望に対して作業時期を説明し理解を得ている。

b) 特定箇所での要望

地域的な特性により、歩道や歩道橋上の特定箇所でゴミ投棄、不法投棄が繰り返される事がある。少しの投棄

物を放置するとたちまち膨大な量となり、多数の苦情が寄せられる事になる。

このような特定個所には啓発ポスターを設置し不法投棄の防止を図るとともに、行政側が対応を行っている事も周辺住民にPRする事で苦情の減少も期待している。

c) 大阪市の新規システム試行協力

今年4月より、大阪市の複数区役所で民間の画像投稿サイトを活用した新規システムを試行している。

(試行結果により大阪市全区内で正規導入を検討予定)

該当区間を管轄する維持出張所では、大阪市からこの取り組みへの協力要請を受け、対応を行っている。

このシステムでは、道路の問題点について発見した沿道住民が直接画像を投稿することができ、登録すれば誰でも問題箇所の投稿が可能である。

(閲覧は登録不要で誰でも内容確認が可能)

原則として、問題に気付いた沿道住民による対応を期待しているが、行政側の対応が必要な場合、その対応内容を逐次投稿することも出来る。

今後、このようなITを活用した新規システムが試行導入される事で、官民一体での取り組みにより一層の要望対応の効率化が図られる事が期待される。

(3)適正化指導業務において

不法占用物とは、道路法第 32 条 (占用許可) 申請で許可を受けず道路上に設置されている物件の事で、歩道の置看板やのぼり旗等の地上物件と、突出看板や日よけ及びスポットライト等の上空物件がある。

地上・上空の不法占用物に対し、維持出張所管内全域を網羅し毎月2回程度の指導を目標とした年間実施計画を作成し指導説明を行っている。

a) 地上物件の指導

地上不法占用物は悪質なものが多く、歩道幅員や視覚障害者誘導用ブロックの阻害になっている事もある。

不法占用物の所有者にはイラストを用いた解りやすい内容の啓発用パンフレットを配布し、国道敷地内には設置できない説明を行い民地側敷地内へ移動のお願いをしている。(図-3)

b) 上空物件の指導

上空占用物は許可基準に適合すれば占用許可が認められるが、未申請あるいは許可基準不適合の不法物件が圧倒的に多い。

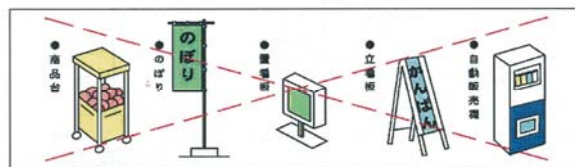
現地確認により不法占用物でも許可基準に適合している場合は、所有者に申請を行い許可取得をするよう促し、許可基準に不適合な物は、その内容説明したうえで改築し占用申請または撤去して頂けるよう指導を行っている。

また、許可基準に不適合な物のなかには金属部の腐蝕劣化により落下の危険性があるものもあり、通行者への危険性を説明する事により理解を得て撤去に至ったケースもあった。(写真-2、写真-3)

違反広告物の対策にご協力をお願いします。

はり紙やのぼり旗、パンフレットラック、置き看板等の屋外広告物を歩道など道路へ出すことは、屋外広告物条例、道路法等の関係法令に違反する行為であり、景観を損なうだけでなく、道路を狭くし見通しも悪くなるなど、通行の障害になっています。国土交通省大阪国道事務所では、高齢者や障害者の方々が安心して安全に歩けるようにするため、違反広告物の是正に向けた啓発・指導を強化していきます。

▶▶ 許可できないもの(道路に直接置く物は許可できません)



▶▶ 道路占用

ルールを守り、正しく設置しましょう。

道路にはみ出して看板や日除けを設置したり、道路に管路やケーブル等の施設を埋設して、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この「道路の占用」には地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合も該当します。「道路の占用」をするためには、当該道路を管理している「道路管理者」の許可を受けなければならない。国土交通大臣が直接管理している「指定区間内の道路」については、国土交通省の出先機関である「維持出張所」に道路の占用許可申請をすることとなります。

図-3 啓発用パンフレット



写真-2 腐蝕劣化を伴う日よけ



写真-3 撤去後

地上・上空不法占用物を指導するにあたり、特に長年に渡って不法占用されている物は簡単には対応してもらえないのが現状ではあるが、周辺住民の不公平感・行政への不満を抱かせる原因にもなるため、諦めず忍耐強く説明指導を継続している。

5.おわりに

維持出張所の窓口を預かる業務担当者は、電話対応・現場立会・申請者との協議等では、行政の窓口として最前線で人と接しており、申請者や管理区域住民を顧客と考え、過去の事例による経験や管理区域の地域特性把握等の利点を生かし、管理補助の立場で質の良い行政サービスを行うよう心がけている。

また、公共サービスの改革により、業務の契約内容も明確となり、許認可審査、苦情申立（行政相談）及び適

正化指導の業務に対し、民間事業者としての創意・工夫が期待されるようになった。

これに伴い、契約範囲内での効率的業務履行を行う為には、発注者と受注者が連携を図り、双方がお互いの立場や役割を十分理解する事が肝要である。

これらの取り組みを、今後も起きるであろう様々な問題・課題を解決するための経験知として蓄え、さらなる業務効率化に役立てていきたいと考える。